第十三条を削る。

第十三条の二第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該事業再編促進機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該事業再編促進機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該事業再編促進機械等について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該事業再編促進機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該事業再編促進機械等につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額）とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十三条の二第三項中「第一項の規定又は前項において準用する前条第二項」を「前二項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（輸出事業用資産の割増償却）

第十三条の二　青色申告書を提出する個人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該個人の認定輸出事業計画（同条第二項に規定する認定輸出事業計画をいう。）に記載された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十七条第三項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農林水産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の輸出事業（同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその輸出事業の用に供した場合を除く。）には、その輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日の属する各年分（当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた年分に限る。）の事業所得の金額の計算上、当該輸出事業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後五年以内（当該認定輸出事業計画について同法第三十八条第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間）でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該輸出事業用資産について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百三十五）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該輸出事業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける輸出事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。

3　第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第三項後段を削る。

第十五条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「百分の百十」を「百分の百八」に改め、同条第二項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款　特定船舶に係る特別修繕準備金

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条の見出しを削り、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は所得税法第百四十四条の申請書（以下この条及び第二十四条の二において「青色申告書の承認申請書」という。）を提出した者でないときは、その死亡の日における特別修繕準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十一条に次の二項を加える。

9　前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡の日における特別修繕準備金の金額は、当該相続人に係る特別修繕準備金の金額とみなす。

10　前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の特別修繕準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十二条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第二十条第五項」を「前条第七項」に改め、同条第七項中「第二十条第六項から第八項まで」を「前条第八項から第十項まで」に改める。

第二十四条の二第一項中「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた」を「同法第十九条第一項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定める」に改め、同条第五項中「第二十条第五項」を「第二十一条第七項」に改め、同条第六項中「第二十条第六項から第八項まで」を「第二十一条第八項から第十項まで」に改める。

第二十八条の二第一項中「第十条第八項第六号」を「中小事業者（第十条第八項第六号」に、「提出するもの（」を「提出するもののうち、」に、「に限る」を「をいう」に、「中小事業者」という」を「同じ」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「その他政令で定める規定」を削り、「受けるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第二十八条の三第九項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第三十条の二第一項中「令和四年」を「令和六年」に改め、同条第七項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第三十一条第一項中「、第三十七条の八及び第三十七条の九」を「及び第三十七条の八」に改める。

第三十一条の二第四項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改め、同条第十項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。